修 正 後	修 正 前
(検察庁法の一部改正)	(検察庁法の一部改正)
第四条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のよ	第四条 検察庁法(昭和二十二年法律第六十一号)の一部を次のよ
うに改正する。	うに改正する。
第九条第一項中「を以てこれに」を「(年齢が六十三年に達した	第九条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第
者を除く。)をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」	二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の六項を加
に改める。	える。
[削る]	法務大臣は、検事正の職を占める検事が年齢六十三年に達し
	たときは、年齢が六十三年に達した日の翌日に他の職に補する
	ものとする。
〔削る〕	法務大臣は、前項の規定にかかわらず、年齢が六十三年に達
	した検事正の職を占める検事について、当該検事の職務の遂行
	上の特別の事情を勘案して、当該検事を他の職に補することに
	より公務の運営に著しい支障が生ずると認められる事由として
	法務大臣が定める準則(以下この条において単に「準則」とい
	う。)で定める事由があると認めるときは、当該検事が年齢六十
	三年に達した日の翌日から起算して一年を超えない範囲内で期
	限を定め、引き続き当該検事に、当該検事が年齢六十三年に達
	した日において占めていた職を占めたまま勤務をさせることが
	できる。

[削る]

[削る]

続き勤務させることとした場合は、 検事を定年に達した日において占めていた職を占めたまま引き 二年法律第百二十号)第八十一条の七第一項の規定により当該 限の翌日に他の職に補するものとする。 務をさせる期限の設定又は延長をした検事については、 三項の規定により読み替えて適用する国家公務員法 法務大臣は 前二項の規定により検事正の職を占めたまま勤 この限りでない。 ただし、 第二十二条第 (昭和二十 当該期

達する日までの範囲内)で期限を延長することができる。

日がある検事にあつては、

延長した期限の翌日から当該定年に

(その範囲内に定年に達する

これらの期限の翌日か

ら起算して一年を超えない範囲内

限が到来する場合において、

法務大臣は、

前項の期限又はこの項の規定により延長した期

前項の事由が引き続きあると認め

るときは、

準則で定めるところにより、

並びに第三項及び第四項の規定による年齢六十三年に達した日 準に関する事項その他の他の職に補することに関し必要な事項 規定により他の職に補するに当たつて法務大臣が遵守すべき基 び延長に関し必要な事項は、 において占めていた職を占めたまま勤務をさせる期限の設定及 第二項から前項までに定めるもののほか、 準則で定める。 第二項及び前項の

することができない。 法務大臣は、 年齢が六十三年に達した検事を検事正の職に補

[削る]

[削る]

者を除く。)をもつて」に改め、同条第二項中「且つ」を「かつ」第十条第一項中「を以てこれに」を「(年齢が六十三年に達した

に改める。

[削る]

[削る]

(中略)

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 検察官については、国家公務員法 (昭和二十二年

法律第百二十号) 第六十条の二の規定は、適用しない。

察官は年齢が六十三年に達した時に」を削り、同条に次の二項を第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、「、その他の検

[削る]

加える。

| 二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加|| 二項中「且つ」を「かつ」に改め、同条第一項の次に次の一項を加|| 第十条第一項中「を以てこれに」を「をもつて」に改め、同条第

前条第二項から第七項までの規定は、上席検察官について準

用する。

第十一条中「第九条第二項」を「第九条第八項」に改める。

[中略]

第二十条の次に次の一条を加える。

第二十条の二 検察官については、国家公務員法第六十条の二の

規定は、適用しない。

察官は年齢が六十三年に達した時に」を削り、同条に次の七項を第二十二条中「検事総長」を「検察官」に改め、「、その他の検

加える。

期間 書中 退職日」とあるのは 日」とあるのは 条の七の規定の適用については 検事総長 (これらの規定により延長された期間を含む。) を延長した 「第八十一条の五第一項から第四項までの規定により異動 次長検事又は検事長に対する国家公務員法第八十 「を当該職員が定年に達した日」と、 「が定年に達した日」と、 同条第一 項中 「を当該定年退職 一に係る定年 同項ただし

るのは 文の」と、 のは する」と、 き続き勤務させることについて内閣の定める場合に限るものと の末日の翌日から起算して三年を超えることができない」とあ 当該期限は させることについて人事院の承認を得たときに限るものとし、 職日まで当該異動期間を延長した場合であつて、 員については、 職員であつて、 する職員にあつては、 の末日)」とあるのは ただし書中 承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところにより」と、 該次長検事又は検事長の官及び職を占める職員については、 設定又は延長をした職員であつて、 長検事又は検事長の官及び職を占めたまま勤務をさせる期限の にあっては 項第二号の規定は、 「内閣が」と、 「検察庁法第二十二条第五項又は第六項の規定により次 同項第一号及び同条第三項中「人事院規則で」とある 「前項各号」とあるのは「前項第一号」と、 「に係る定年退職日(同項ただし書に規定する職員 当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間 当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間 同条第一項又は第二項の規定により当該定年退 定年退職日において管理監督職を占めている職 同条第二項中 年齢が六十三年に達した日)」とし 「が定年に達した日 適用しない。 前項の」とあるのは 定年に達した日において当 (同項ただし書に規定 引き続き勤務 「人事院の 「前項本 同項 同条 引

検事又は副検事に対する国家公務員法第八十一条の七の規定

のは 場合に限るものとする」と、 算して三年を超えることができない」とあるのは 間を延長した場合であつて、 退職日において管理監督職を占めている職員については、 五第 当該職員が定年に達した日」と、 院規則」とあるのは の職を占める職員については、 であつて、 の職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした職員 九条第三項又は第四項(これらの規定を同法第十条第二項にお 員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起 は「が定年に達した日」と、「を当該定年退職日」とあるのは「を て法務大臣が定める準則 いて準用する場合を含む。) の規定により検事正又は上席検察官 により延長された期間を含む。)を延長した職員であつて、 人事院の承認を得たときに限るものとし、 適用については、同条第一項中「に係る定年退職日」とあるの 項又は第二項の規定により当該定年退職日まで当該異動期 「人事院の承認を得て」とあるのは 「前項本文の」と、 項から第四項までの規定により異動期間 定年に達した日において当該検事正又は上席検察官 「準則」と、 「前項各号」とあるのは (以下単に「準則」という。) で定める 同項第一号及び同条第三項中「人事 引き続き勤務させることについて 引き続き勤務させることについ 同項ただし書中「第八十一条の 同条第二項中 「準則で定めるところに 当該期限は、 「前項の」とある (これらの規定 「前項第一号」 「検察庁法第 当該職 同条 定年

[削る]

日)」とし、同条第一項第二号の規定は、適用しない。だし書に規定する職員にあつては、年齢が六十三年に達した係る異動期間の末日)」とあるのは「が定年に達した日(同項た規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職により」と、同項ただし書中「に係る定年退職日(同項ただし書により」と、同項ただし書中「に係る定年退職日(同項ただし書に

とする。
とする。
とする。
とする。
とする。
とする。

認められる事由として内閣が定める事由があると認めるとき をさせることができる。 該次長検事又は検事長に、 から起算して一年を超えない範囲内で期限を定め、 検事に任命することにより公務の運営に著しい支障が生ずると の遂行上の特別の事情を勘案して、 次長検事又は検事長について、 三年に達した日において占めていた官及び職を占めたまま勤務 内閣は、 当該次長検事又は検事長が年齢六十三年に達した日の翌日 前項の規定にかかわらず、 当該次長検事又は検事長が年齢六十 当該次長検事又は検事長の職務 当該次長検事又は検事長を 年齢が六十三年に達した 引き続き当

きは、内閣の定めるところにより、これらの期限の翌日から起到来する場合において、前項の事由が引き続きあると認めると内閣は、前項の期限又はこの項の規定により延長した期限が

[削る]

[削る]

検察官については、国家公務員法第八十一条の七の規定は、

適用しない。

当該定年に達する日までの範囲内)で期限を延長することがで ある次長検事又は検事長にあつては、 延長した期限の翌日から

算して一年を超えない範囲内(その範囲内に定年に達する日が

きる。

検事又は検事長については、当該期限の翌日に検事に任命するび職を占めたまま勤務をさせる期限の設定又は延長をした次長法務大臣は、前二項の規定により次長検事又は検事長の官及

めたまま引き続き勤務させることとした場合は、この限りでな又は検事長を定年に達した日において占めていた官及び職を占国家公務員法第八十一条の七第一項の規定により当該次長検事ものとする。ただし、第二項の規定により読み替えて適用する

事に任命するに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事 事に任命するに当たつて法務大臣が遵守すべき基準に関する事 で める 準則で、第五項及び第六項に定めるもののほか、これら の 規定による 年齢 六十三年に 達した 日において 占めていた 官及び職を 占めたまま 勤務をさせる 期限の設定及び延長に関し必要な事項は法務大臣が で 職を占めたまま 勤務をさせる 期限の設定及び延長に関する事 な事項は 内閣が、それぞれ定める。

第二十九条及び第三十条を削る。

第二十九条及び第三十条を削る。

[中略]

附則に次の二条を加える。

第三条 〔略〕

第四条 引 年 年法律第七十六号) 二年法律第 則で定める期間) 場合における退職手当の 年に達する日の までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達した日から定 置として講じられる検察官の俸給等に関する法律 る準則に従つて、 して法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、 よる情報の 察官でなかつた者その 齢六十三年に達する日の属する年度の前年度 昭 齢六十三年に達した日の翌日以後の当該検察官の俸給月額 き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員 (和二十八年法律第百八十二号) 法務大臣は、 提供及び意思の 前 において、 号) 国家公務員法等の一 日までの 附則第五条及び第六条第 当分の間、 による定年の引上げに伴う当分の間 他の当 基本額を当該検察官が当該退職をした 間に非違によることなく退職をした 確認を行うことができない検察官と 当該検察官に対し、法務大臣が定め 一該前年度におい 検察官 附則第十二 部を改正する法律 (検事総長を除く。) てこの条の規定に 一項の規定による 一項から第十五 (当該前年度に検 (昭和二十三 退職手当法 当該 (令和 が の措 項 を 進 年

[中略]

附則に次の二条を加える。

第三条 〔略〕

第四条 場合における退職手当の基本額を当該検察官が当該退職をした 年に達する日の前日までの間に非違によることなく退職をした までの規定による当該検察官が年齢六十三年に達し 引き下げる給与に関する特例措置及び国家公務員退職 年齢六十三年に達した日の翌日以 年法律第七十六号)附則第五条及び第六条第一 置として講じられる検察官の俸給等に関する法律 二年法律第 る準則に従つて、 則で定める期間)において、 よる情報の提供及び意思の確認を行うことができない検察官と 察官でなかつた者その 齢六十三年に達する日の属する年度の して法務大臣が定める準則で定める検察官にあつては、 昭 和二十八年法律第百八十二号) 法務大臣は、 国家公務員法等の一 号)による定年の引上げに伴う当分の 当分の間、 他の当該 当該検察官に対し、 検察官 前年 後の当該検察官 附則第十二項か 度におい 前年度 部を改正する法律 (検事総長を除く。) てこの条の (当該前年度に 項 法務大臣が  $\mathcal{O}$ 0 (昭和二十三 た日から定 ら第十五項 俸 規定による P給月額: 低手当法 対規定に 当 間 **令** が年 の措 定め 該 和

努めるものとする。 努めるものとする。 の内容その他の必要な情報を提供するものとするに関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするに関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするに関する場所手当に関する特例措置その他の当該検察官が年齢日に定年により退職をしたものと仮定した場合における額と同

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

第五条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六

(中略)

0)

部

を次のように改正する。

附則に次の二条を加える。

第五条 [略]

2 1  $\mathcal{O}$ この項において「任命日」という。) う。)で定める者を除く。)には、 (第三条第一項に規定する準則 た俸給月額に百分の七十を乗じて得た額 者の受ける俸給月額の 検察庁法第二十二条第二 ほ か、 項の 任命日 規定により検事に任命された者 (次項において単に「準則」とい 当分の間 以後、 0 前 日にその者が受けて 前項の規定によりそ 当該任命の日 (当該額に、 五十円 (以下

後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以に適用される任用、給与及び退職手当に関する措置の内容そのにのと仮定した場合における額と同額とする退職手当に関す

日に国家公務員法第八十一条の六第

一項の規定により退

避職をし

(検察官の俸給等に関する法律の一部改正)

号)の一部を次のように改正する。 第五条 検察官の俸給等に関する法律(昭和二十三年法律第七十六

[中略]

附則に次の二条を加える。

第五条 〔略〕

2 命の の者が受けていた俸給月額に百分の七十を乗じて得た額 規定によりその者の受ける俸給月額の 命された者 「準則」という。)で定める者を除く。) 検察庁法第二十二 日 (以下この項において「任命日」という。) (第三条第一項に規定する準則 一条第四項又は第七 ほ 項の規定により検 には か、 (次項におい 任命 当分の間 以後、 自 0) 前 て単に 事に 日にそ 当該 前 (当該 項 0 任 任

に相当する額を俸給として支給する。と任命日に同項の規定によりその者の受ける俸給月額との差額満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げるものとする。)未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十円以上百円未

3 〔略

附 則

、国家公務員法の

部改正に伴う経過措置

2 第三条 [略]

5

の間 期限 は、 前 延長職員」という。)に係る当該旧国家公務員法勤務延長期限まで 到来する職員 期限をいう。 規定により勤務することとされ、 の例による 施行日前に旧国家公務員法第八十一 新国 における同条第 同 条第一 一家公務員法第八十一条の七の規定にかかわらず、 以下この項及び次項において同じ。) (検察官を除く。)次項において「旧国家公務員法勤務 項の期限又は同条第二項の規定により延長された 項 又は第二項 か つ、 0 条の三 規定による勤務に 旧 国家公務員法勤務延長 第 項又は第二 が施行日以後に なお従 つ 一項の ľ て

月額との差額に相当する額を俸給として支給する。ものとする。)と任命日に同項の規定によりその者の受ける俸給円以上百円未満の端数を生じたときはこれを百円に切り上げる額に、五十円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、五十

3 (略)

附 則

、国家公務員法の一

部改正に伴う経過措置

第三条〔略〕

 $\frac{2}{4}$ 

略

5 期限 条第 法第八十一条の七の規定にかかわらず、 う。) に係る当該旧国家公務員法勤務延長期限までの 到来する職員 期限をいう。 規定により勤務することとされ、 施行日前に旧国家公務員法第八十一条の三第一 (同条第一 項又は第二項の規定による勤務については 以下この項及び次項において同じ。) (次項において 項の期限又は同条第二項の規定により延長され 「旧国家公務員法勤務延長職員」とい か つ、 なお従前の例による。 旧国家公務員法 が施行日以後に 項又は第一 新 間における同 国家公務員 勤務延 二項 長 0

6

6

下略

13  新検察庁法第九条第二項(新検察庁法第十条第二項において準	13   施行日の前日までに年齢が六十三年に達している次長検事又
	は、施行日に他の職に補せられるものとする。
	上席検察官の職を占める職員(第七項に規定する検察官を除く。)
〔新設〕	12   施行日の前日までに年齢が六十三年に達している検事正又は
9   12   [略]	8
検察庁法第二十二条に規定する定年に達した日」とする。	
定する定年退職日」とあるのは「が第四条の規定による改正前の	
項ただし書中「に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規	
とあるのは「法務大臣が定める準則で定めるところにより」と、同	
公務員法第八十一条の七第一項第一号」と、「人事院の承認を得て」	
察庁法第二十二条第三項の規定により読み替えて適用する新国家	
中「新国家公務員法第八十一条の七第一項各号」とあるのは「新検	
8 検事又は副検事に対する第六項の規定の適用については、同項	[削る]
察庁法第二十二条に規定する定年に達した日」とする。	
する定年退職日」とあるのは「が第四条の規定による改正前の検	
ただし書中「に係る旧国家公務員法第八十一条の二第一項に規定	
の承認を得て」とあるのは「内閣の定めるところにより」と、同項	
用する新国家公務員法第八十一条の七第一項第一号」と、「人事院	
るのは「新検察庁法第二十二条第二項の規定により読み替えて適	ている検察官は、施行日に退官する。
いては、同項中「新国家公務員法第八十一条の七第一項各号」とあ	えて適用する新検察庁法第二十二条第一項に規定する定年に達し
7 検事総長、次長検事又は検事長に対する前項の規定の適用につ	7 施行日の前日までに新検察庁法附則第三条の規定により読み替

は検事長の は、 施行日に検事に任命されるものとする。 官及び職を占める職員 (第七項に規定する検察官を除

[削る]

14 [略]

15 員特例法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員をい 研究施設研究教育職員(第六条の規定による改正後の教育公務 附則第六条第九項及び第十項において同じ。)については、 第

(自衛隊法の一 部改正に伴う経過措置

二項及び第十項の規定は、

適用しない。

第八条 [略]

8 において「基準日」という。)から基準日の翌年の三月三十一日ま 任命権者は、 附則第三条第十項に規定する基準日 (以下この 項

> 用する場合を含む。)及び第二十二条第四項の規定は、 まま引き続き勤務している職員又は同項の規定により次長検事若 には適用しない。 しくは検事長の官及び職を占めたまま引き続き勤務し て第五項の規定により検事正若しくは上席検察官の職を占めた ている職員 施行日にお

14 務 又は検事長に係るものは内閣が の規定による勤務に関し必要な事項のうち、 は第七項若しくは第八項の規定により読み替えて適用する第六項 大臣が定める準則で 第五項から第八項まで及び前項に定めるものの それぞれ定める。 検事又は副検事に係るものは法 検事総長 ほ かか、 第五項又 次長検事

15 [略]

16 う。 員特例法第三十一条第一項に規定する研究施設研究教育職員を 二項及び第十一項の規定は、 研究施設研究教育職員(第六条の規定による改正後の教育公務 附則第六条第九項及び第十項において同じ。) 適用しない については、 第

自

衛隊法の一

部改正に伴う経過措置]

第八条 略

2 5 7

略

8 項において「基準日」という。)から基準日の翌年の三月三十一日 任命権者は、 附則第三条第十一 項に規定する基準日 (以下この

おい 職に係る新自衛隊法定年 年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の七第 された官職その 新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規定す 四条の二第二項に規定する定年) 施行日である場合には、 の六第二項に規定する定年をいう。 での間、 定める隊員) 日 している隊員のうち、 しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項の規定により勤 る定年である官職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設置 0 に達している隊員 前 て同じ。) 日 に 基準日における新自衛隊法定年 おける旧自 を、 が基準 他 昇任 の政令で定める官職 日 (当該政令で定める官職にあっては、政令で 基 衛隊法第四十四条の二第三 0) 準 施行日の前日における旧自衛隊法第四十 前日における新自衛隊法定年 降任し、 (基準日が施行日である場合には、 日の前日において同日における当 を超える官職 又は転任することができない。 以下この項及び次条第二項に に、 (新自衛隊法第四十 基準日 一項に規定する定 (基準日における から基準 (基準日 日 T該官 施行 項  $\mathcal{O}$ 匹 条 務 若 꾶 が

行日 \ \ \ で定める隊員) 官職に係る新自衛隊法定年 務している隊員のうち、 若しくは第二項の規定又は第五項若しくは第六項 翌年の三月三十一日までの間に新自衛隊法第四十四条の 置された官職その する定年である官職に限る。) 及びこれに相当する基準日以後に設 が 条の六第二項に規定する定年をいう。 定年)に達している隊員 る新自衛隊法定年が新自衛隊法第四十四条の六第二項本文に規 十四条の二第二項に規定する定年) において同じ。) までの間、 施行日である場合には、  $\mathcal{O}$ 前 日におけ 基準 を、 日における新自衛隊法定年 が基準日 る旧自衛隊法第四 他の政令で定める官職に、 昇任し、 基準 (当該政令で定める官職にあっては、 の前日における新自衛隊法定年 施行日の前日における旧 (基準 · 日 の 降任し、 前 日が施行日である場合には、 十四四 を超える官職 日において同 以下この項及び次条第二項 又は転任することができな 条の二第二項に規定する (新自 基準 日における当 の規定により 日 衛隊法第四 (基準日 から 自 衛隊法第四 ・基準日 七第 (基準 に 政令 十 お 勤 該 項 施 定 兀  $\mathcal{O}$  $\exists$ 

9·10 [略] 9

10

略